

有珠山に噴火警戒レベルを導入します

6 月 9 日 10 時より有珠山に噴火警戒レベルを導入します

6 月 9 日 10 時から有珠山に噴火警戒レベルを導入します。当日 10 時には、現在の火山活動に特段の変化がない限り、有珠山に噴火警戒レベル 1（平常）を記載した噴火予報を発表します。

なお、有珠山の噴火警戒レベルの表は、別紙 1 のとおりです。

噴火警戒レベル導入火山は 18 火山から 19 火山になります

噴火警戒レベルは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて 5 段階に区分されたもので、それぞれのレベルに「避難」、「避難準備」、「入山規制」等の防災機関等の行動がキーワードとして示されています（別紙 2）。

また、噴火警戒レベルの導入にあたっては、噴火警戒レベルの活用を地域防災計画等に定めることとしており、有珠山周辺の地元自治体においてこれらの準備が整ったことから、有珠山に噴火警戒レベルを導入することとしました。これにより、噴火警戒レベルの導入火山は、従来の 18 火山（ ）から 19 火山となります。

噴火警戒レベルは、今後も、地元自治体等と噴火警戒レベルを活用した火山防災対策の検討を進め、所要の準備の整った火山から順次導入していく予定です。

（ ）平成 20 年 5 月 29 日現在の噴火警戒レベル導入火山（18 火山）

樽前山、北海道駒ヶ岳、岩手山、吾妻山、草津白根山、浅間山、御嶽山、富士山、伊豆大島、三宅島、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山（御鉢、新燃岳）、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島

本件問合せ先：気象庁地震火山部火山課
電話 03-3212-8341（内線 4530、4532）